

支援措置番号	10301
担当省庁	金融庁
支援措置事項名	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	資本市場については、「貯蓄から投資へ」の流れの加速に向け、今まで証券投資を行ったことがない個人投資家を含め、多くの個人投資家の参加を推進することが必要です。地域資本市場育成についても、投資知識の普及・情報の提供等が重要であると認識しています。このため、地域における投資知識の普及に関する取組を確保します。
支援措置の内容	地域資本市場における投資家教育事業の実施主体に対し、地域の求めを最大限実現する観点から運営協力を行なうこととします。 例えば、 事業の実施主体に対し、実施に向けたアドバイス 出前講座等の開催の際、講師の派遣ないしは講師の斡旋・紹介 (取引所、地区協会など) 投資家教育イベント開催の協力・参加 学校現場における投資(金融経済を含む)教育授業の支援 (教育委員会の働きかけ、講師の派遣ないしは講師の斡旋・紹介、副教材の提供) 人材育成(研修会など)への協力 等を行います。
支援措置に係る必要な手続	支援措置を行うにあたり、地方公共団体に対しヒアリングを行った上で、必要と思われる具体策について決定します。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	投資家教育事業の具体的な計画内容がわかる企画書(様式は自由) 投資家教育事業に関する地方公共団体の予算見積書(様式は自由)
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	地方公共団体において、地域再生計画に投資家教育事業を位置付け、目的、対象者、実施時期を記載した継続的な投資家教育を行う計画を策定し、事業の着実な実施が見込まれると判断される内容となっていること。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	13001
担当省庁	金融庁、財務省、経済産業省、内閣府
支援措置事項名	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、当該地域における関係機関の連携強化等を支援します。
支援措置の内容	<p>これまで、関係機関が相互に連携し、より効果的な支援が可能となるようなネットワークの構築についての提案があった場合には、例えば、栃木県の「栃木金融・経済安定連絡協議会」に産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構、日本政策投資銀行等が参加し、協力を進めてきているところです。</p> <p>このような取組を一層集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、地方公共団体において産業再生機構、中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備する場合において、担当省庁は関係機関との調整を図るなど取組を支援するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じて、当該地方公共団体等が実施する企業再生実務に関する説明会等に対して関係機関が連携して専門家を派遣するよう、担当省庁から関係機関に働きかけを行います。このほか、地域企業に対する再生支援に向けて地方公共団体が行う取組等について、関係機関が連携して支援を行うよう、担当省庁として最大限の対応をします。</p>
支援措置に係る必要な手続	特になし
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	地域再生計画に位置づけられた地域企業に対する再生支援のために必要な関係機関の連携強化に向けた取組の詳細がわかる企画書(様式は自由)
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	地方公共団体において、地域再生計画に地域企業に対する再生支援を位置づけ、継続的に関係機関の連携強化を推進することを内容とする計画を策定すること。なお、計画に当該内容を盛り込まない場合には、別途添付資料を作成し記載すること。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない(産業再生機構については、個別の企業に関する金融機関等からの債権買取申込み期限が、平成16年度末(2005年3月31日)と定められていることに留意されたい)。

支援措置番号	10401
担当省庁	総務省
支援措置事項名	公共施設の転用に伴う地方債繰上償還免除
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方財政法第5条、第5条の2及び第33条の7 地方債許可方針
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地方債は、各事業ごとに許可され、また、当該公用または公共用の施設によって住民が利益を受ける期間の範囲内で償還年限は許可されています。したがって、許可を受けた施設と異なる施設への転用にあたっては、地方債の繰上償還を行うことが原則となっています。
支援措置を設ける趣旨	地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、公共施設の転用にあたり、地域再生計画に位置づけられ、地域再生推進のために転用が必要であると認められる場合には、繰上償還を不要とする取扱いとするものです。
支援措置の内容	地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる公共施設の転用をするものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、同計画に記載されている公共施設の転用については、地方債の繰上償還を不要とします。 したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルにしたがい、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果、並びに当該施設の転用が地域再生計画に不可欠な事業であることが明確となるようにしてください。 なお、有償譲渡がなされる場合等償還財源が生ずる場合には、原則として繰上償還が必要となります。
支援措置に係る必要な手続	貸し手との契約において手続きを定めている場合は、当該手続きが必要となります。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	繰上償還を不要とする地方債の資金区分を明らかにしてください。
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	10402
担当省庁	総務省
支援措置事項名	公共施設を転用する事業へのリニューアル債の措置
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地域活性化事業債に関する取扱要領及びその他地域活性化事業債に係る各種要綱要領
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地域活性化事業債は上記各種要綱要領に掲げられた公共施設の整備を対象としています。
支援措置を設ける趣旨	地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、地域活性化事業債の対象事業を新たに拡大するものです。
支援措置の内容	<p>地方公共団体が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、必要不可欠となる他の公共施設(民間施設は含まない。)への転用に係る既存の公共施設の増築や改築、大規模な模様替といったリニューアル事業で、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題(循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興、世界最先端のIT社会)の実現を図るための施設へ転用するものとして、地方公共団体が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地域活性化事業債の対象とします。</p> <p>したがって、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果が、地域活性化事業が目的とする喫緊の政策課題の実現と深く関係するものであることが必要となります。</p>
支援措置に係る必要な手続	地域再生計画の認定後、別途、地方債(地域活性化事業債)の許可手続が必要となります。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし。
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし。
当該支援措置を活用できる時期について	<p>平成16年度については、本支援措置を活用することが可能です。</p> <p>平成17年度以降の本支援措置の活用については、地域活性化事業債の存続が前提となります。</p>

支援措置番号	10403
担当省庁	総務省
支援措置事項名	組合等施行土地区画整理事業について地方負担分への起債措置拡充
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	地方債許可方針の運用について
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	一般公共事業において、土地区画整理事業(公共団体施行)を対象としています。
支援措置を設ける趣旨	地域再生が地域に及ぼす経済的社会的効果にかんがみ、地域再生のための他の取組と有機的に連携して実施される組合等施行土地区画整理事業に係る都道府県の地方負担分については、当該都道府県が通常負担すべき一般財源の額を超えて一般財源で負担する場合に地方債の対象とするものです。
支援措置の内容	<p>都道府県が実現しようとしている地域経済の活性化と地域雇用の創造に向けた目標のために、その支出が必要不可欠となる組合等施行土地区画整理事業の地方負担分として、都道府県が地域再生計画を策定し、同計画が総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、個別の団体の事業費や、通常負担すべき一般財源の額を考慮して、同計画に記載されている組合等施行土地区画整理事業に係る地方負担分を地方債の対象とします。</p> <p>具体的には、(1)を超えて負担する(2)の範囲内で地方債の対象とします。</p> <p>(1)通常負担すべき一般財源の額(普通交付税の算定において基準財政需要額の算定に用いられる、投資的経費のうちその他の土木費について、単位費用を379円、事業費補正係数を1とおきなおして算定した額)</p> <p>(2)土地区画整理事業、市街地再開発事業、<u>防災街区整備事業及び住宅街区整備事業</u>(道路整備緊急措置法道路整備費の財源等の特例に関する法律第5条第3項に定める地方道路整備臨時交付金の実施に関する計画に基づき実施される事業及び当該交付金による事業の実施に併せて行う地方単独事業を除く。)に係る一般財源の額</p> <p>また、地域再生計画の作成にあたっては、地域再生計画認定申請マニュアルにしたがい、地域再生計画の意義及び目標、地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果、並びに当該事業の実施が地域再生計画に不可欠な事業であることが明確となるようにしてください。</p> <p>なお、市町村については、別途「平成16年度における都市再開発推進事業の取扱いについて」を通知する予定ですので、地域再生計画の認定の申請を行う必要はありません。</p>
支援措置に係る必要な手続	地域再生計画の認定後、別途、地方債(一般単独事業債)の許可手続が必要となります。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	通常負担すべき一般財源の額 土地区画整理事業、市街地再開発事業、 <u>防災街区整備事業及び住宅街区整備事業</u> に係る一般財源の額
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない。</u>

支援措置番号	10404
担当省庁	総務省
支援措置事項名	地域通貨モデルシステムの導入支援
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域通貨には、コミュニティ活動や地域経済を活性化する効果が期待されることから、地域再生のツールの一つとして、その導入・普及を支援します。
支援措置の内容	<p>平成16年度の新規事業として、ITを活用した地域通貨モデルシステムの開発・実証事業を実施します。実証実験は、2又は3程度の地方公共団体で行い、実施箇所の選定については、地域再生計画に同事業を位置づけて申請を行う地方公共団体に対し、総務省が事前にヒアリングを行い、有識者等の意見も踏まえつつ決定します。</p> <p>総務省の事前ヒアリングを経た上で、地域再生計画を策定し、同計画について総務大臣の同意を得て、内閣総理大臣の認定を受けることにより、実証実験団体として選定されます。</p> <p>実証実験団体として採択された地方公共団体に対しては、実証実験に必要となる住民説明会やシステム開発・運用の実施、機材調達のための交付金の交付といった支援を行います。</p> <p>なお、開発した地域通貨モデルシステムは、平成17年度以降、希望する地方公共団体に無償で配布します。</p> <p>—本支援措置は、平成16年度第1回の計画申請に限り有効な措置です。</p>
支援措置に係る必要な手続	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能
当該支援措置を活用できる時期について	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能

支援措置番号	10701
担当省庁	財務省
支援措置事項名	日本政策投資銀行の低利融資
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	日本政策投資銀行法 第1条(目的)、第20条(業務の範囲)、第21条(業務の条件)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	第1条 地域経済の自立的発展に資すること 第20条 第1項 融資業務等、第2項 償還確実性、第3項 収支相償 第21条 民業補完
支援措置を設ける趣旨	政策金融の利便性の向上を図り、地域経済に密着し、今後も重要な役割を担う事業者等に対し、民間金融機関とも協調しつつ円滑な資金供給の確保に努めること。
支援措置の内容	既存の融資制度において融資可能な事業のうち、当該支援措置を適用するものとして地域再生計画が認定され、かつ償還確実性が見込まれる事業については、日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資を行います。 地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、当該支援措置を活用する事業が日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の融資制度の要件に形式的に合致すると判断される場合には同意することとし、内閣総理大臣が当該地域再生計画を認定した場合には、当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、具体的な融資に関する相談等に応じ、償還確実性に関する日本政策投資銀行による金融面での判断を経た上で低利融資を行います。
支援措置に係る必要な手続	地域再生計画認定申請の同意に際し、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、日本政策投資銀行の投融資指針に定める融資制度の要件に合致するか否かについて、形式面での判断を要します。 また、計画認定後、償還確実性に関する日本政策投資銀行による金融面の判断が別途必要になります。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	計画認定の同意に際しては、当該事業が地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、日本政策投資銀行の投融資指針に定める各事業の融資制度の要件に合致するか否か、形式面の判断ができる内容が盛り込まれた資料が必要です(様式は任意)。 ただし、計画認定後、償還確実性に関する日本政策投資銀行による金融面の判断のための資料が別途必要になります。
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	融資を受けようとする事業が日本政策投資銀行の投融資指針で定める事業の要件を満たしていることを記載すること。 なお、沖縄県内の事業に対しては、沖縄振興開発金融公庫が担当するため、本支援措置についての認定はできませんが、沖縄振興開発金融公庫についても同様の制度がありますので、事前にご相談ください。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	13002
担当省庁	財務省、厚生労働省、経済産業省
支援措置事項名	金融環境変化対応資金の融資条件緩和に向けた取組み
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫特別貸付制度要綱の改正
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特別貸付制度要綱のうち緊急経営安定対応貸付制度要綱中の「金融環境変化対応資金」に貸付対象、条件等を規定
支援措置を設ける趣旨	<p>現在、中小企業向け政府系金融機関では、セーフティネット機能を適切に果たすべく、中小企業の資金需要に積極的に対応しているところです。</p> <p>しかしながら、地域の信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるものとして、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関の業務地域では、金融機能が低下し地域経済に多大な影響が生じる懸念があることから、中小企業金融の円滑化に係る取組みを一層強化することにより、地域再生を支援する必要があります。こうした観点から、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金について、融資条件緩和に向けた取組みを実施するものです。</p>
支援措置の内容	<p>当該支援措置を含む地域再生計画が認定された地域において、いわゆる金融危機対応の破綻処理が行われた金融機関をメイン行とする中小企業のうち、融資可能と判断される企業に対する融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、より具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組むこととしております。</p> <p>地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、以下に掲げる金融環境変化対応資金の貸付対象の要件に形式的に合致していること、および担保や保証人等の貸出基準をどの程度緩和して欲しいのかの記載が必要です。</p> <p>金融環境変化対応資金の貸付対象の要件は次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 取引金融機関が行政庁から業務停止命令(一部業務停止命令を含む。)を受けたもの</p> <p>(2) 取引金融機関が別に定める実質的に経営破綻の状態等にあるもの</p> <p>(3) 預金保険法等の規定に基づき、取引金融機関からの借入等が株式会社整理回収機構に譲渡された者等で、経常利益を計上している等、業況が順調であると認められるもの</p> <p>(4) 経営状況が悪化していないにもかかわらず、取引金融機関との取引状況が変化しているもの。ただし、経営状況が次の) 又は) のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関との取引状況が) ~) のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>) 最近における税引前損益又は経常損益が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し悪化していないこと(ただし、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが、十分見込まれると判断されるものを含む。)</p> <p>) 最近における売上高に対する借入金残高(割引手形及び社債の残高を含む。)又は支払利息・割引料の比率が前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し増加していないこと</p> <p>) 次のいずれかに該当すること ア.最近における実効金利が前年同期に比し上昇している場合において同期間における長期プライムレートが実効金利の上昇幅以上に上昇していないこと、イ.最近における実効金利が前年同期と同じである場合において同期間における長期プライムレートが低下していること、ウ.又は最近における実効金利が前年同期比に比し低下している場合において同期間における長期プライムレートが実効金利の低下幅より低下していること</p> <p>) 最近における借入金残高及び割引手形残高の合計額に対する担保設定額の比率が前期に比し増加していること</p> <p>) 取引金融機関からの資金調達が困難になっている蓋然性が高いと考えられる別に定める状態にあること</p> <p>計画認定申請に対して、 で必要とされる添付書類に適切な記載がある場合に主務大臣は同意をすることとし、地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、提案者の協力を得て中小企業向け政府系金融機関においてより具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組みます。</p> <p>なお、リスクデータとその根拠の提示に加え、その妥当性の判断が別途金融面から必要となります。さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、金融判断として中小企業向け政府系金融機関が行います。</p> <p>また、当該支援措置とは別に融資条件の緩和として、国民生活金融公庫では、16年度から「第三者保証人を不要とする特例措置」の融資限度額を拡充(1,000万円 1,500万円)しており、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。</p>

<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>計画認定に係る手続とは別に、計画認定後、リスクデータとその根拠の提示に加え、中小企業向け政府系金融機関がより具体的なリスクデータの蓄積・分析を行うための資料が別途必要となり、いずれの書類もその妥当性の判断が別途金融面から必要となります。</p> <p>さらに計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、中小企業向け政府系金融機関による金融判断を経ることが必要です。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>計画認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金の貸付対象の要件に形式的に合致していること、および担保や保証人等の貸出基準をどの程度緩和して欲しいのかの記載が必要であり、かつ要請されている担保や保証人等の貸出基準の緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠の提示が必要（様式は任意）です。（最低限必要と考えられる事項例：提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所のデータ等）</p> <p>なお、計画認定後認定に係る書類とは別に、で必要とされる手続に係る書類が別途必要となり、いずれの資料もその妥当性の判断が金融面から必要となります。</p> <p>さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、中小企業向け政府系金融機関による金融判断を要し、そのための書類が別途必要となります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>融資を受けようとする者が、中小企業向け政府系金融機関の金融環境変化対応資金の貸付対象の要件に形式的に合致していること、および担保や保証人等の貸出基準をどの程度緩和して欲しいのかの記載が必要であり、かつ要請されている担保や保証人等の貸出基準の緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠を記載すること。</p> <p>（最低限必要と考えられる事項：提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所のデータ等）</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

支援措置番号	13003
担当省庁	財務省、厚生労働省
支援措置事項名	国民生活金融公庫の「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の条件緩和に向けた取組み
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	国民生活金融公庫特別貸付制度要綱の改正
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特別貸付制度要綱のうち新規開業・女性・中高年起業家貸付における保証人徴求特例要綱中に貸付対象、条件等を規定
支援措置を設ける趣旨	<p>現在、国民生活金融公庫では、創業支援の重要性を踏まえ、リスクの評価が困難な新規開業企業に対する融資についても、積極的に実施しているところです。</p> <p>しかしながら、地域再生における新事業創出の重要性を勘案し、産学連携等による新産業、新事業の創出を一層促進する観点から、「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の融資条件の緩和に向けた取組みを実施するものです。</p>
支援措置の内容	<p>当該支援措置を含む地域再生計画が認定された地域において、産学連携等による新産業、新事業を立ち上げる者のうち、融資可能と判断される事業者に対する融資条件の緩和に向け、提案者の協力を得て、より具体的なリスクデータの蓄積・分析に取り組むこととしております。</p> <p>地域再生計画の認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要等のほか、</p> <p>以下に掲げる国民生活金融公庫の新規開業特別貸付等の保証人特例措置の要件のうち、下記のAのa, b, c, d, e又はBのうちどの要件を緩和して欲しいのかの記載が必要です。</p> <p>国民生活金融公庫の新規開業特別保証人特例措置の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規開業して税務申告を2期終えていない者 2. 開業予定者又は開業後税務申告が未了の者 <p>A. 下記a～eのいずれかを満たすことが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> a 雇用の創出を伴う事業を新たに営もうとする者 b 新たな市場の創出や既存市場の活性化等が見込まれる者であって、技術の応用又は財・サービスに独自性を加味することにより多様なニーズに対応する事業を新たに営もうとするもの c 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業に継続して6年以上勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に、当該企業において継続して6年以上従事していることを要す。 d 現に雇用されている企業と同一の業種の事業を新たに営もうとする者であって、現に雇用されている企業と同一の業種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)勤務しているもの。ただし、中小企業以外の企業に雇用されている者にあつては、開業する事業と密接に関連した職種に通算して10年以上(ただし、平成17年3月31日までは6年以上)従事していることを要す。 e 大学又は高等専門学校等(修業年限3年以上のものに限る。)において修得した技能等と密接に関連した職種に継続して5年以上(ただし、平成17年3月31日までは2年以上)勤務した者であつて、当該職種と密接に関連した業種の事業を新たに営もうとするものであるもの。 <p>B. 開業資金の2分の1以上の自己資金が確認できる者</p> <p>制度の概要</p> <p>「1.」又は「2.」いずれかは必ず該当することが必要</p> <p>「1.」の場合、Aのいずれかに該当することが必要</p> <p>「2.」の場合、Aのいずれか及びBに該当することが必要</p> <p>計画認定申請に対して、 で必要とされる添付書類に適切な記載がある場合に主務大臣は同意をすることとし、地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合には当該計画に係る事業の円滑な実施に向け、提案者の協力</p>

	<p>を得て国民生活金融公庫においてより具体的なリスクデータの蓄積・分析に取組みます。</p> <p>なお、リスクデータとその根拠の提示に加え、その妥当性の判断が別途金融面から必要となります。さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、国民生活金融公庫が行います。</p> <p>また、当該支援措置とは別に融資条件の緩和として、16年度から「新規開業特別貸付等の保証人特例措置」の融資限度額を拡充(550万円→750万円)しており、国民生活金融公庫による金融面での判断を経た上で融資を行います。</p>
<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>計画認定に係る手続とは別に、計画認定後リスクデータとその根拠の提示に加え、国民生活金融公庫がより具体的なリスクデータの蓄積・分析を行うための資料が別途必要となり、いずれの書類もその妥当性の判断が別途金融面から必要となります。さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、国民生活金融公庫による金融判断を経ることが必要です。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>計画認定申請に当たっては、当該事業は地方公共団体が実現しようとする地域再生計画の目標に不可欠であり、かつ、融資を受けようとする者の概要、融資を受けようとする事業の概要のほか、国民生活金融公庫の新規開業特別貸付等の保証人特例措置の要件のうち、上記のAのa, b, c, d, e又はBのうちどの要件を緩和して欲しいのかの記載が必要であり、かつ要請されている要件緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠の提示が必要(様式は任意)となります。(最低限必要と考えられる事項:提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所等のデータ等)</p> <p>なお、計画認定後、計画認定に係る書類とは別に、で必要とされる手続きにかかる書類が別途必要となり、いずれの書類もその妥当性の判断が別途金融面から必要となります。</p> <p>さらに、計画の認定とは別に、実際の個別の事業者に対する融資の可否については、国民生活金融公庫による金融判断を要し、そのための書類が別途必要となります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>融資を受けようとする者が、国民生活金融公庫の新規開業特別貸付等の保証人特例措置の要件に合致することを記載し、緩和を要望する要件と緩和に伴うリスクの高まりに対して、償還確実性を確保するため、リスクの算定が可能となるデータの提供、及びその追跡可能な根拠を記載すること。</p> <p>(最低限必要と考えられる事項:提案自治体の関連制度融資のデータ、提案自治体の信用保証協会のデータ、商工会議所等のデータ等)</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

支援措置番号	10801
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等適正化法第22条 ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について(平成9年11月20日付け文部省教育助成局長通知) ・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知) ・公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費)等に係る財産処分の承認等について(平成11年2月26日付け文部省体育局長通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>国庫補助を受けて整備された公立学校施設の財産処分の承認に当たっては、以下の各要件に該当する場合には、国庫納付金を不要としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業完了後10年を経過したこと。 ・公共用施設として転用すること。 ・無償による転用であること。
支援措置を設ける趣旨	<p>国庫補助を受けて整備された公立学校の廃校校舎等の財産処分の承認に当たっては、従来より、弾力的な取扱いを行っていますが、建築後の経過年数や廃校校舎等の転用主体にかかわらず、国庫納付金を不要とする範囲を拡大することにより、遊休化した学校施設の有効利用を一層推進し、その地域における多様な活動を促進するものです。</p>
支援措置の内容	<p>〔支援措置の内容〕 「支援措置の適用要件」を満たす場合は、国庫納付金を免除する。</p> <p>〔支援措置の適用対象となる施設〕 国庫補助を受けて整備された以下の公立学校施設(国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過していないものを含む。) 統合又は別敷地移転等により廃校となった学校の a. 校舎(廃園となった園舎を含む。)、屋内運動場及び寄宿舎 b. 水泳プール、武道場、クラブハウス及び屋外運動場照明施設 c. 学校給食施設(調理場、学校食堂) 余裕教室(園舎の余裕スペースを含む。) 入居見込みのないへき地教員宿舎 (これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。)</p> <p>〔支援措置の適用要件〕 支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。 (なお、地方公共団体が廃校校舎等の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請をすること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。) 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。 余裕教室を利用する場合にあっては、当該学校における教育に支障の無い利用内容であること。</p> <p>なお、以上の内容については、平成16年4月23日付事務連絡により、文部科学省から各都道府県に対して通知済です。</p>
支援措置に係る必要な手続	特になし

<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成9年11月20日文部省教育助成局長通知)に定める別紙様式1 ・「公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について」(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)に定める別紙様式1 ・「公立学校施設整備費補助金(学校給食施設整備費)等に係る財産処分の承認等について」(平成11年2月26日付け文部省体育局長通知)に定める別紙様式1
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること。</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない</p>

支援措置番号	10802
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	史跡等購入費補助金により購入した土地の一時転用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱 ・史跡等購入費補助金国庫補助要項
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	・適化法及び交付要綱において、補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこととされています。 ・史跡等購入費補助金国庫補助要項においては、史跡等の保存のために行う土地買上げ等に要する経費について、補助することとされています。
支援措置を設ける趣旨	本補助金により購入した土地については、適切に保存し、史跡として整備し国民共有の財産として後世に伝える必要がありますが、地方公共団体において整備を行うまでの間、一定の要件に該当するものについては一時的に他の用途への転用を認めることにより、当該土地を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	地方公共団体が史跡等購入費補助金により公有化した土地について、地域再生計画の申請があり、史跡等の保存・活用のための整備を行うまでに一定の期間を要する場合、次の要件に該当するものにおいては、他の用途に一時転用することを認めることとします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。 (1)土地の所有者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること(他の地方公共団体と共同して地域再生の作成を行う場合を含む。) (2)当該土地を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して当該土地を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携して進められる事業内容であること。) (3)地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、当該土地の利用が必要であること。 (4)転用に当たって当該地方公共団体が対価を得るものでないこと(民間事業者に対して当該土地を貸与する場合は、無償による貸与であること。) (5)文化財保護法による現状変更の許可が可能な範囲内での転用であること。 (6)史跡等を公有化した後、当該箇所の保存・活用のための整備について、明確な整備計画を有していること。 (7)整備を行うまでの短期間に限定されたものであること。 (8)史跡等であることの対外的な表示が明確になっていること。 (9)転用中、文化財保護の観点から地方公共団体による管理が適切になされるものであること。
支援措置に係る必要な手続	文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な措置については、別途、現状変更許可申請の手続きが必要です。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	1. 整備計画書(上記要件(6)を示す書類、様式は問いません) 2. 転用計画書(上記要件(2)(3)(4)(5)(7)(8)(9)を示す書類、様式は問いません) 3. 1, 2に係る図面及び写真
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	転用を認める要件に該当するかについては、要件別に明確に記載してください。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	10803
担当省庁	文部科学省(文化庁)
支援措置事項名	文化芸術による創造のまち支援事業の活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	文化芸術による創造のまち支援事業実施要綱第2 (平成15年4月1日文化庁長官決定)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	文化芸術活動のための環境の醸成と人材の育成及び次代を担う子どもたちが参加する文化活動の活性化を図るため、 人材育成:地域文化リーダー(指導者)の育成、 団体育成:地域の芸術文化団体の育成、 発信交流:シンポジウム等による発信・交流を支援します。
支援措置を設ける趣旨	文化芸術によるまちづくりを推進する観点から、文化芸術による創造のまち支援事業の活用を図ります。
支援措置の内容	<p>(趣旨) 文化庁、都道府県、市町村等との共催で、それぞれの地域において地域文化リーダー(指導者)の育成や、地域の顔となる芸術文化団体の育成、シンポジウムなどによる発信・交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることにより、我が国の文化水準の向上を目指すものです。したがって、「公演事業」をはじめとする単発のイベントや文化施設の運営費の助成とは異なり、中・長期的な視野で地域文化振興の基盤を整備する事業が支援の対象となります。また、この事業は文化庁と都道府県、市町村等との共催で実施する事業ですから、実施市町村が実行委員会の中心的な役割を担う必要があります。</p> <p>(対象となる事業) 地域の文化芸術活動の環境づくり、人材育成及び子どもたちが参加する文化活動の活性化に寄与する、次に掲げる(1)から(3)のプログラムを組み合わせた事業です。 (1)地域(まち)づくりなど、地域の文化活動の活性化を図るための人材育成 (2)地域合唱団、劇団、吹奏楽団など、地域の顔となる文化芸術団体の育成 (3)地域文化の必要性、住民の役割、地域の特色などをテーマとするシンポジウム・フォーラムの開催</p> <p>(事業の選考・決定) 通常、選考・決定は年度毎に行い、支援期間は連続する2年間までとしておりますが、地域再生計画に位置付ける場合については、今後地域再生計画全体のスケジュールを踏まえて決定します。</p> <p>(経費の支出) 文化庁は、事業実施に必要な経費のうち、予算の範囲内で対象経費(企画等会議費、指導者・専門家旅費及び謝金、練習場借上料)を負担し、その他の経費は都道府県、市町村、芸術文化団体及び文化施設等が負担します。 また、謝金単価(会議・指導等)の設定は、各地方公共団体の基準などを準用してください。</p>
支援措置に係る必要な手続	本事業の実施個所については、有識者の意見を踏まえつつ決定することとしているため、地域再生本部に地域再生計画の申請を行う前に、必ず本事業を文部科学省(文化庁)に申請していることとします。(募集案内は別途送付済み)
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	「特になし」
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	「特になし」
当該支援措置を活用できる時期について	本事業は中・長期的な視野で地域文化振興の基盤を整備する観点から実施するものであり、できる限り1年を通して事業を実施することが求められるものであるため、平成16年度分について本事業を地域再生計画の中に位置付けて申請できるのは、第1回認定(平成16年5月)申請時のみです。また、平成17年度分について本事業を地域再生計画の中に位置付けて申請できるのは、第4回認定(時期未定)のみの予定です。

支援措置番号	10804
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	生涯学習まちづくりモデル支援事業
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	生涯学習まちづくりモデル支援事業委託要綱 (平成16年4月1日 生涯学習政策局長決定)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地域において住民による個性と魅力あるまちづくりを進めるため、生涯学習機関として地域への貢献が求められている大学・短期大学等の高等教育機関の人的・知的・物的 資源を最大限に活用することが重要です。このため、本事業では、市町村と高等教育 機関が組織的に連携した地域住民の学習成果や能力を活かしたまちづくりの取組みを支援し、生涯学習まちづくりのモデルとなる施策を展開します。
支援措置を設ける趣旨	生涯学習によるまちづくりを推進する観点から、生涯学習まちづくりモデル支援事業の活用を図ります。
支援措置の内容	<p>(趣旨) 個性と魅力あるまちづくりを進めるため、市町村が、生涯学習機関として地域貢献を求められる大学等の高等教育機関と組織的連携を図り、地域住民の学習成果を活かした「生涯学習による地域づくり」に資する事業を支援します。</p> <p>(対象となる事業) まちづくり事業を実施する際の基本理念(目的)、市町村と高等教育機関との組織的な連携のあり方、連携による具体的な事業、活動の内容等を盛り込んだ「まちづくり事業推進計画」を策定し、計画に基づいた以下の事業等を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画推進のための情報提供・広報 (2) 学習グループ・団体への支援・指導者の研修 (3) 住民の学習活動支援 (4) まちづくりフェスティバルの開催 (5) その他まちづくりの事業 <p>(経費の支出) 文部科学省は、予算の範囲内で事業に要する経費(諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、保険料、賃金、雑役務費)を委託費として支出します。</p>
支援措置に係る必要な手続	<p>既に、文部科学省生涯学習政策局より事務連絡等がなされているところですが、本事業は実施箇所を外部有識者の意見を踏まえ決定するため、地域再生本部への地域再生計画の申請前に、必ず文部科学省へ本事業を申請する必要があります。</p> <p>なお、本事業は中・長期的な視野で地域における生涯学習振興の基盤を整備する観点から実施されるため、1年を通して事業を実施することが求められており、平成16年度の本事業を含む地域再生計画の申請は、平成16年5月のみとなります。</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能

支援措置番号	10901
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	「『地域再生雇用支援ネットワーク事業』の創設について」(平成15年12月19日厚生労働省発表。Http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/12/h1219-2.html)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	地域再生に取り組む市町村・都道府県に対し、(1)情報・ノウハウ、(2)支援・協力、(3)助成措置の活用3本柱により雇用面から総合的に支援を行います。
支援措置を設ける趣旨	地域における雇用失業情勢の改善の状況には地域差が見られることから、当事業を創設して総合的な支援を実施することにより、地域自ら創意工夫を生かした雇用対策の取組を地域の視点に立って推進することを目的としています。
支援措置の内容	<p>地域再生に取り組む市町村・都道府県の要請に応じ、以下に掲げる事により支援を行います。</p> <p>なお、地域再生計画の認定を受けた市町村・都道府県については、無料職業紹介に係る積極的なノウハウの提供や、当該市町村等と国が協同して設置・運営する相談窓口における求人自己検索装置の設置の検討対象とすることなど、予算等の範囲内において、集中的に支援するよう配慮します。</p> <p>(1) 情報・ノウハウ 「ワンストップ相談窓口」の設置 地域再生に取り組む市町村等からの雇用・労働問題についての相談にワンストップで対応するための窓口を都道府県労働局職業安定部内に設置し、関係する制度、支援措置の概要の説明や、担当機関や担当部局の紹介を行います。 「地域再生雇用支援連絡会議」の開催 地域再生に取り組む市町村等のニーズに対応したきめ細かな就職支援が行われるよう、地域再生に取り組む市町村等からの要請に応じ、市町村等と経済団体、ハローワーク等による情報・意見交換を行います。 無料職業紹介のノウハウの提供 無料職業紹介事業の実施を希望する市町村等が円滑に事業を開始及び実施できるよう、職業紹介事業者の団体による研修会を実施するとともに、市町村等が自ら開催する無料職業紹介事業に関する研修会等に都道府県労働局職員を講師として派遣するなど、積極的にノウハウを提供します。</p> <p>(2) 支援・協力 無料職業紹介事業に対する支援・協力 市町村等が無料職業紹介事業を実施する場合、要請に応じて、求人者がハローワーク外に公開することに同意している求人情報を電子媒体等により提供します。</p>

市町村等と一体となった効果的な職業紹介・情報提供の実施
 無料職業紹介事業を実施しない市町村等が希望し、ハローワークの設置状況等からみて、地域の労働力需給調整機能が高まると判断される場合には、当該市町村等と国が協同して、相談窓口を設置・運営します。

地域再生のための就職支援の実施
 地域の実情に合わせた就職支援を強化するため、「地域再生雇用支援連絡会議」等において把握した、市町村等のニーズに対応する就職支援策を実施します。具体的には、例えば、地域再生事業の中核となる人材についての情報の提供や、その情報に基づき、個別企業が人材を選定した場合に、選定された人材に対して当該求人への応募を働きかけるリクエスト紹介の積極的実施、管理選考会や合同面接会の開催等を実施することとしています。

(3) 助成措置の活用
 助成金の効果的活用
 地域再生計画に基づく創業や事業所の設置に伴う労働者の雇入れが行われる場合には、地域雇用受皿事業特別奨励金(地域に貢献する事業を行う法人を設立し、一定の雇入れを行った場合に、その創業経費等を助成)や地域雇用開発促進助成金(雇用機会が不足している地域等における事業所の設置・整備費用等を助成)等既存の助成金を効果的に活用します。

地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加
 詳細については支援措置番号10902をご参照ください。

緊急地域雇用創出特別基金事業の要件の見直し
 詳細については、支援措置番号209001をご参照ください。

地域求職活動援助事業の実施方式の改善
 地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、国が地域の事業主団体等に委託して実施するミスマッチ解消事業である「地域求職活動援助事業」については、地域の自主性を活かした雇用創出を促進するため、平成16年度から都道府県の企画立案による実施方式に改めます。

<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>支援措置によって異なるため、都道府県労働局に設置されているワンストップ相談窓口にお問い合わせいただければ、必要な手続き等について説明いたします。 なお、(3) については、支援措置番号10902をご参照ください。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>特になし</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>特になし</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

支援措置番号	10902
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	地域雇用機会増大促進支援事業の実施可能な地域の追加
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	地域再生に取り組む市町村であって、雇用機会が相当程度不足している地域について、雇用創出を促進します。
支援措置の内容	<p>地域雇用機会増大促進支援事業(以下「増大プラス事業」という。)の実施可能な地域の範囲について、</p> <p>認定された地域再生計画中に増大プラス事業を活用することが盛り込まれており、地域再生計画を認定された市町村の区域が、地域雇用開発促進法に規定する雇用機会増大促進地域と同様、求職者の総数に比し雇用機会が相当程度不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあるものと判断できる(最近5年間におけるその地域の常用有効求人倍率の月平均値が同時期における全国の当該率の月平均以下であり、かつ、最近6か月間において当該地域の常用有効求人倍率が急激に上昇する傾向がないことを目安として判断)場合、雇用機会増大促進地域でなくとも、増大プラス事業の実施可能な範囲とします。</p> <p>なお、当該事業は提案公募型事業であり、関係市町村、経済団体等で構成される協議会が提案する事業のうち、雇用創出効果の高い事業を採択し委託することとしています。</p>
支援措置に係る必要な手続	<p>地域再生計画中に増大プラス事業を活用することを盛り込んでください。</p> <p>なお、増大プラス事業に係る提案については、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/02/h0227-2.html#top)を参考にしてください。</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	増大プラス事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。
当該支援措置を活用できる時期について	第1回地域再生計画認定申請に際してのみ活用可能

支援措置番号	10903
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	勤労青少年ホームの施設転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、「勤労青少年福祉施設整備費補助金により取得した財産(勤労青少年ホーム)の処分について」(平成16年5月6日 能発0506005号)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助事業者等(地方公共団体)は、補助事業等(勤労青少年福祉施設設置事業)により取得した財産(勤労青少年ホーム)を用途変更等する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は残存価格の返還は要しないこととしていますが、それ以外の目的への用途変更等である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとされています。
支援措置を設ける趣旨	地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用の取扱いを弾力化するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設である勤労青少年ホームを有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る補助対象施設である勤労青少年ホームについて、補助金等適化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1)同意する範囲 内閣総理大臣が地域再生計画を認定するにあたり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る補助施設の転用に同意します。 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること (例えば、利用者の著しい減少が見られる場合、福祉施設として単独の機能で運営することについてのニーズが減少している場合など)</p> <p>(2)国庫への納付についての取扱基準 上記(1)における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、それぞれの処分形態に応じて以下のとおりとなります。 地方公共団体(同一補助事業者)内、若しくは他の地方公共団体における施設への無償による転用で、当該施設が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための施設(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用に当たる場合は、国庫への納付を免除します。 民間機関(認定職業訓練施設は除く。)に譲渡・貸与する場合であって、営利を主たる目的としない者(公益法人、事業主団体を想定)への無償の譲渡・貸与であり、転用後の用途が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための事業(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用である場合は国庫への納付を免除します。 上記及びに該当しない転用である場合については、転用後の用途・主体にかかわらず、残存価格又は当該処分に伴い生じた収入額のいずれか高い額に国庫補助負担率を乗じて得た額を国庫へ納付することとします。</p>

<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>1 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該補助対象施設に係る 取得年月日、耐用年数、取得価格、国庫補助額(補助金の名称)、国庫補助負担率、処分収入見込額、残存価格、処分の事由及び方法(国庫納付の免除要件との関係、老朽化の現状等)等について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。</p> <p>2 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、速やかに当該補助施設を計画に沿って処分等を行い、その結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、当該案件が処分に伴う収入等があった場合は、処分収入額、廃棄(解体)に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 上記「支援措置に係る必要な手続」において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>地域再生計画の申請と併せて、上記の 1 にあげた様式にこれらを確認する書類(財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等)を添付する必要があります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>特になし</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

様式 1

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

都道府県名

財 産 名	
構造規格及び形式等	
取 得 年 月 日	平成 年 月 日
耐 用 年 数	年 (平成 年 月 日まで)
取 得 価 格	円
(補助金等の名称)	()
国 庫 補 助 額	円
国庫補助負担率	
処分収入見込額	円
残 存 価 格	円
処分の事由及び方法	
備 考	

様式 2

財 産 処 分 報 告 書

都道府県名 _____

財 産 名	
構造規格及び形式等	
取 得 年 月 日	平成 年 月 日
耐 用 年 数	年 (平成 年 月 日まで)
取 得 価 格	円
(補助金等の名称)	()
国 庫 補 助 額	円
国庫補助負担率	
処 分 年 月 日	平成 年 月 日
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	円
廃棄(解体撤去)に 要した経費	円
国庫納付予定額	円
備 考	

支援措置番号	10904
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	職業能力開発校の施設転用
措置区分	通達
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条「職業能力開発事業により取得した財産等の管理について」(平成16年5月6日 能発0506006)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、補助事業者等(地方公共団体)は、補助事業により取得した財産(公共職業能力開発施設)を用途変更等する場合、補助金等の交付の目的に類似した目的への用途変更である場合は(収入がある場合は除き)残存価格の返還は要しないこととしていますが、それ以外の目的への用途変更である場合は、残存価格等から国庫補助負担率等によって算出した額を国庫へ納付することとされています。
支援措置を設ける趣旨	地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用の取扱いを弾力化するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設である公共職業能力開発施設を有効に活用した地域再生を支援するため、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続きを簡素合理化することとし、地方公共団体が地域再生計画を作成し、同計画が厚生労働大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合においては、同計画に係る補助対象施設である公共職業能力開発施設について、補助金等適化法第22条における「各省各庁の長の承認」があったものとして取り扱うこととします。同意に当たっては、以下のとおり取り扱うこととします。</p> <p>(1)同意する範囲 内閣総理大臣が地域再生計画を認定するにあたり、厚生労働大臣に当該計画についての協議があった場合には、その内容が現行の取扱いに加えて以下の条件を満たした場合においても、当該計画に係る補助施設の転用に同意することとします。 社会経済情勢の変化等に伴い、補助目的に照らして需要の著しく減少している施設であること (例えば、利用者(訓練生)の著しい減少、地方における能力開発に関する施策全体の中で、養成訓練単独で実施することについてのニーズが減少している場合など)</p> <p>(2)国庫への納付についての取扱基準 上記(1)における同意・承認に伴う国庫への納付の取扱いについては、それぞれの処分形態に応じて以下のとおりとなります。 地方公共団体(同一補助事業者)内、若しくは他の地方公共団体における施設への無償による転用で、当該施設が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための施設(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用に当たる場合は、国庫への納付を免除します。 民間機関(認定職業訓練施設は除く。)に譲渡・貸与する場合であって、営利を主たる目的としない者(公益法人、事業主団体を想定)への無償の譲渡・貸与であり、転用後の用途が雇用の安定や能力の開発及びその向上に資するための事業(当該施設等が雇用保険を財源としている場合は雇用保険の被保険者に対するものであること)への転用である場合は国庫への納付を免除します。 上記及びに該当しない転用である場合については、転用後の用途・主体にかかわらず、残存価格又は当該処分に伴い生じた収入額のいずれか高い額に国庫補助負担率を乗じて得た額を国庫へ納付することとします。</p>

<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>1 地方公共団体は地域再生計画の申請とあわせて、当該補助対象施設に係る 取得年月日、耐用年数、取得価格、国庫補助額(補助金の名称)、国庫補助負担率、処分収入見込額、残存価格、処分の事由及び方法(国庫納付の免除要件との関係、老朽化の現状 等)等について、別紙様式1「地域再生計画に基づく財産処分の内容について」により提出してください。</p> <p>2 地方公共団体は地域再生計画が認定された後は、速やかに当該補助施設を計画に沿って処分等を行い、その結果を別紙様式2「財産処分報告書」により報告しなければなりません。その際、当該案件が処分に伴う収入等があった場合は、処分収入額、廃棄(解体)に要した経費等の内容を証明する書類を添付してください。</p> <p>3 上記「支援措置に係る必要な手続」において国庫納付を条件とされる場合においては、歳入徴収官が送付する納入告知書により国庫に納付しなければなりません。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>地域再生計画の申請と併せて、上記の 1 にあげた様式にこれらを確認する書類(財産管理台帳の写し、当該施設の利用実績等)を添付する必要があります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>特になし</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

様式 1

地域再生計画に基づく財産処分の内容について

都道府県名

財 産 名	
構造規格及び形式等	
取 得 年 月 日	平成 年 月 日
耐 用 年 数	年 (平成 年 月 日まで)
取 得 価 格	円
(補助金等の名称)	()
国 庫 補 助 額	円
国庫補助負担率	
処分収入見込額	円
残 存 価 格	円
処分の事由及び方法	
備 考	

様式 2

財 産 処 分 報 告 書

都道府県名 _____

財 産 名	
構造規格及び形式等	
取 得 年 月 日	平成 年 月 日
耐 用 年 数	年 (平成 年 月 日まで)
取 得 価 格	円
(補助金等の名称)	()
国 庫 補 助 額	円
国庫補助負担率	
処 分 年 月 日	平成 年 月 日
処 分 方 法	
処 分 収 入 額	円
廃棄(解体撤去)に 要した経費	円
国庫納付予定額	円
備 考	

支援措置番号	10905
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	社会福祉施設の転用の弾力的な承認
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第3項、第22条 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分承認手続の簡素化について(平成12年3月13日付け社援第530号大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知) 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金における地域再生計画に係る財産処分の取扱いについて(平成16年4月6日付け雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の交付を受けて整備された社会福祉施設等について、以下の各要件に該当する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています。(当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。) 1 転用 社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備(以下「施設等」という。)で、社会福祉法等福祉各法の規定に基づき設置されたもののうち、同一事業者における以下に定める施設等への転用で、国庫補助事業完了後10年を超える期間を経過し、かつ承認手続が必要な旨別途通知されていないもの。 (1)社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金の対象となる施設等 (2)社会福祉事業の用に供する施設等((1)への転用が困難である場合に限り。) 2 譲渡又は貸与 ・施設等の無償による地方公共団体又は社会福祉法人への譲渡又は貸与であって、同一事業を継続するもの。
支援措置を設ける趣旨	社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している施設の転用を弾力的に認めることにより、当該施設を有効に活用する地域再生の取組を支援するものです。
支援措置の内容	社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担(補助)金を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次のすべての要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。) 当該施設の処分が行われない場合、当該施設の遊休化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた社会福祉施設等の公共的施設(国庫補助の対象であるものに限る。)への転用等の必要性が認められること 同一事業者における転用、又は無償による貸与であること(譲渡は含みません。無償貸与の場合は社会福祉法人以外にも貸与は可能です。) 転用目的は可能な限り補助目的と密接に関連する用途とするよう努めること(1.社会福祉施設、2.社会福祉事業の用に供する施設、3.社会福祉や保健医療を目的とする事業の用に供する施設、4.1~3以外の国庫補助対象施設の順に検討を行ってください。) 転用前、又は貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと
支援措置に係る必要な手続	間接負担(補助)事業については、別途、間接負担(補助)を行った都道府県からの承認が必要となることに御留意ください。

<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>対象施設の図面(国庫負担(補助)対象部分、面積を明記したもの) 対象施設の写真 国庫負担(補助)金交付決定通知書及び確定通知書の写し(交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書でも可) その他参考となる資料</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>地域再生計画に記載すべき事項 施設種別 補助事業者 施設名 定員 設置主体 経営主体 所在地 国庫負担(補助)金額 総事業費 国庫負担(補助)年度 建築構造 建物延面積 処分区分 処分内容 処分予定年月日 経緯 処分の理由 転用(貸与)後の利用者の処遇 地方公共団体内及び周辺地域における社会福祉施設の整備状況 その他申請者の方で必要と思われる事項 (記入要領) <input type="checkbox"/> 「国庫負担(補助)金額」、「建物の延面積」:補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、処分に係る部分について実書し、全体を()書きしてください。 <input type="checkbox"/> 「建物構造」:鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入してください。 <input type="checkbox"/> 「処分区分」:転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。 <input type="checkbox"/> 「処分内容」:財産処分の内容を簡潔に記載してください。 例 施設を 施設(定員 名)に転用 施設の一部を転用し、 施設(定員 名)と 施設(定員 名)に変更 施設の余裕部分(室)を 事業を行う場所に転用 NPO法人 〇〇に貸与し、同一事業・定員で継続 <input type="checkbox"/> 「経緯」及び「処分の理由」:財産処分をしなければならなくなった経緯と地域再生に資する理由を簡潔に記載してください。</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

支援措置番号	11201
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において下水道補助対象施設の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、下水道補助対象施設の未利用空間を有効活用するものであって、当該施設の本来の目的を妨げない範囲で目的外使用することとしている場合には、手続を簡素合理化することとし、国土交通省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適法第22条の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。</p> <p>なお、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合 には国庫納付を求める場合があります。</p>
支援措置に係る必要な手続	<p>地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。</p> <p>補助事業の名称 目的外に使用する物件 所在地、数量及び取得年度 目的外に使用する期間、状況、理由 使用上の管理方法 目的外に使用する物件等の設置年月日 有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額 添付書類(行政財産使用許可申請書(写)、行政財産使用許可書(案)、使用協定書(案)、その他位置図等) その他(特記事項等)</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	上記「有償で譲渡又は貸付とした場合等の国庫納付額」の算定根拠に関する書類。
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし

当該支援措置を活用
できる時期について

期限を設けない

支援措置番号	11202
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において公営住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	公営住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅用途として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該計画において定めた公営住宅の目的外使用については、事後報告することにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素合理化を図ります。
支援措置に係る必要な手続	<p>地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。</p> <p>公営住宅を住宅用途として目的外使用する理由及びその概要</p> <p>目的外使用に係る期間</p> <p>目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率</p> <p>事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数</p> <p>目的外使用の使用料</p> <p>入居者に対する主な目的外の条件</p> <p>目的外使用する団地の図面</p> <p>また、地域再生計画において定めた公営住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。</p> <p>目的外使用した団地名、所在地、戸数</p> <p>目的外使用開始年月日</p> <p>目的外使用期間</p> <p>目的外使用料</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	11203
担当省庁・関係省庁	国土交通省・総務省、財務省、農林水産省、厚生労働省、経済産業省、環境省、内閣府
支援措置事項名	地域再生のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	なし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	なし
支援措置を設ける趣旨	「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となって具体のプロジェクトの実現を支援します。
支援措置の内容	<p>地方公共団体、地元経済界、国の地方支分部局等の横断的な議論の場(共通プラットフォーム)を活用し、必要に応じて、国の出先事務所・支局等も活用しつつ、地方支分部局の担当課長等からなる「特定地域プロジェクトチーム」を編成し、市町村と一体となってプロジェクトの実現を支援します。</p> <p>認定を受けた地域再生計画中に、「特定地域プロジェクトチームの設置」が記載されている場合は、当該計画の地域を対象に、プロジェクトチームの設置を要請されているテーマについて、プロジェクトチームを設置します。</p>
支援措置に係る必要な手続	地域再生計画認定後、「特定地域プロジェクトチームの設置要領」に基づき、プロジェクトチームメンバーへの参加依頼等を行ってください。(「特定地域プロジェクトチームの設置要領」は国土交通省のホームページに掲載しています。)
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	<p>・地域再生計画別紙の「3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容」に、特定地域プロジェクトチームを設置して取り組むべき課題、プロジェクトチーム設置の必要性および取組を行うことで達成される成果について具体的かつ詳細に記載してください。</p> <p>・「特定地域プロジェクトチーム」は、各地域における個別のテーマ(例:カーレースの開催、バイオマスタウンの実現など)の実現に向けて、そのテーマに関する省庁を構成メンバーとしたチームにおいて、その個別テーマを実施面で支援するものです。</p> <p>・個別のテーマの実現に向けたプロジェクトの内容が具体化していない場合は、支援措置212015の「地域再生支援チーム」の設置」を活用してください。</p>
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	11204
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	公営住宅における目的外使用承認の柔軟化(対象の拡大)
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において公営住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>公営住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅を住宅以外の用途についても地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠であり、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ、自治会などを通じて団地内の入居者の同意が得られていることを要件として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該計画において定めた公営住宅の目的外使用については、事後報告することにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素合理化を図ります。</p>
支援措置に係る必要な手続	<p>地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。</p> <p>公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用する理由及びその概要 (住宅以外の用途として目的外使用する必要性、他にその用途に充てる建物が無い現状等)</p> <p>目的外使用に係る期間 目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率 事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数 目的外使用の使用料 目的外使用者に対する主な目的外の条件 目的外使用する団地の図面</p> <p>また、地域再生計画において定めた公営住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。</p> <p>目的外使用した団地名、所在地、戸数 目的外使用開始年月日 目的外使用期間 目的外使用料</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	団地内の入居者の同意が得られていることを示す書類
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	11205
担当省庁	国土交通省
支援措置事項名	特定優良賃貸住宅における目的外使用承認の柔軟化
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において特定優良賃貸住宅の本来の目的を妨げない範囲で有効に活用することにより地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	特定優良賃貸住宅ストックを有効に活用した地域再生を支援するため、「特定優良賃貸住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、特定優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先(グループホーム等の社会福祉事業に用いられるもの)として目的外使用する」ことを地域再生計画に定めて、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該計画において定めた特定優良賃貸住宅の目的外使用については、事後報告することにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素合理化を図ります。
支援措置に係る必要な手続	<p>地域再生計画の申請にあたり、下記の事項を盛り込むこととします。</p> <p>特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先として目的外使用する理由及びその概要</p> <p>目的外使用に係る期間</p> <p>目的外使用する団地名、所在地、建設年度、団地総戸数、目的外使用戸数、補助金交付年度、当該団地に係る最近の応募倍率</p> <p>事業主体における過去3年の応募倍率及び空家戸数</p> <p>目的外使用の使用料</p> <p>入居者に対する主な目的外の条件</p> <p>目的外使用する団地の図面</p> <p>また、地域再生計画において定めた特定優良賃貸住宅の目的外使用については、下記の事項を事後報告することとします。</p> <p>目的外使用した団地名、所在地、戸数</p> <p>目的外使用開始年月日</p> <p>目的外使用期間</p> <p>目的外使用料</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	特になし
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	11301
担当省庁	環境省
支援措置事項名	国立公園区域の拡大
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	特になし
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	特になし
支援措置を設ける趣旨	地域再生計画として、国立公園としての資質を有すると思われ、かつ土地の所有者等や関係する地方公共団体の同意を得られる箇所を国立公園として拡大したいという提案については、国としても提案主体の意向を尊重し、その内容を確認した上で適切と思われるものについては、公園区域の見直し素案を作成し、国立公園区域の拡大を支援するものです。
支援措置の内容	認定された地域再生計画に具体的な国立公園区域の拡大案が提示された場合、その区域が自然公園法等で定める国立公園区域の要件に合致し、国立公園としての資質を有することが確認される限りにおいて、その案を最大限尊重した環境省としての見直し素案を作成し、その後法律に定められた諸手続を開始します。再生計画策定及び法律に定められた諸手続についての概要は、別添フロー図を参照してください。
支援措置に伴い必要となる手続	特になし
当該支援措置に関して特に重要な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大を要望する区域が国立公園としての資質を有することを証するに足る書類(自然環境、社会環境データ等<項目例:景観関係(地形・地質・地被・特殊景観)、権利制限関係(土地所有、他法令による規制)、産業関係(産業区分)、利用関係(利用施設現況、利用者現況)>。詳細については「国立公園基本調査標準(昭和28年10月)」を参考としてください。) ・当該区域を国立公園に編入することに対する土地所有者等の同意書 ・当該区域を国立公園に編入することに対する関係地方自治体の同意書
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	特になし
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	13004
担当省庁	全府省庁
支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。</p> <p>なお、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合 には国庫納付を求めることができる等 補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。</p> <p>「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した(改修等)施設をいいますが、道路・河川等の占用許可制度が活用できる施設については、占用許可制度をもって補助対象施設の有効利用が図られるものですので、御留意ください。</p> <p>「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らしてその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。</p> <p>「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。</p> <p>「等」、「必要最小限の条件」とは、 から までに掲げた場合以外に、法令等による制限はもちろん、各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、例えば、財産処分制限期間の承継、転用目的以外への使用禁止等が考えられますが、本支援措置の趣旨等にかんがみ、過度な制約は課されるべきものではありませんので、必要最小限の条件に限り認められることを明確にしたものです。</p>

	<p>本支援措置は、全府省庁が行うものであり、このうち地域再生推進のためのプログラム策定の時点で各府省庁が取り組むことを明らかにしたものとして、同プログラム別表1に、10801(公立学校の廃校校舎等)、10802(史跡等購入費補助金により購入した土地)、10903(勤労青少年ホーム)、10904(職業能力開発校)、10905(社会福祉施設)、11201(下水道補助対象施設)及び11202(公営住宅)がありますが、これ以外にも各府省庁がその取扱いを一般ルール化したものとしては、別添のものがあり、それらについては、それぞれその一般ルールとして設定された要件・手続等に照らし、各府省庁が計画認定に同意するかどうか判断されることとなります。</p> <p>また、本支援措置が全府省庁が行うものであるという趣旨にかんがみ、別添に掲げられたもの以外の補助対象施設についても、地域再生計画に支援措置として盛り込むことは可能ですが、個別具体的な事案に応じて認定することができるかどうかを政府が判断することとなります。なお、個別の調整の結果その取扱いが明確になったものについては、順次別添に加えることにします。</p>
<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>別添に掲げた事項については、それぞれに記載されている手続によります。</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>別添に掲げた事項については、それぞれに記載されている書類を添付する必要があります。</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。なお、別添に掲げた事項については、それぞれに記載されている留意点を参照してください。</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>

支援措置番号	13004(別添0801)
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	公立社会教育施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 公立社会教育施設整備費補助金交付要綱 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>国庫補助を受けて整備された公立社会教育施設の財産処分の承認に当たっては、～の要件を充たす場合は、国庫納付金を不要としています。 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 住民サービスの低下を招かないものであること。 公的施設として無償で転用すること。 代替施設をもって社会教育活動の確保をする場合は、当該代替施設が国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備された施設であること。</p> <p>当補助金の財産処分に当たっては、構造改革特区の第2次提案を受け、「施設整備後概ね10年以上を経過したもの」という制限を15年度中に全国的に撤廃している。</p>
支援措置を設ける趣旨	本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第22条に基づく文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします。</p> <p>[支援措置の適用対象となる施設] 公立社会教育施設整備費補助金を受けて整備された公民館、図書館、博物館等の社会教育施設です。</p> <p>[支援措置の適用条件] 支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。 (なお、地方公共団体が社会教育施設を財産処分するに当たっては、関係法令の規定に反しない取り扱いが必要となります。) 社会教育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。) 社会教育施設を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して社会教育施設を貸与する場合には、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会教育施設の利用が必要であること。 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会教育施設を無償貸与すること。 地域における社会教育活動の低下を招かないものであること</p>
支援措置に係る必要な手続	特になし。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」(平成10年3月31日生涯学習局長裁定)に定める様式1
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない。

支援措置番号	13004(別添0802)
担当省庁	文部科学省
支援措置事項名	社会体育施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	国庫補助を受けて整備された社会体育施設の財産処分の承認に当たっては、以下の各要件に該当する場合には、国庫納付金を不要としています。 ・国庫補助事業完了後10年を経過したこと ・公共用施設として転用すること ・無償による転用であること
支援措置を設ける趣旨	本補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用等を弾力的に認めることとし、文部科学大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金適化法第22条に基づく文部科学省の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、原則として補助金相当額の国庫納付を求めないこととします</p> <p>[支援措置の適用対象となる施設] 国庫補助を受けて整備された体育館、水泳プール、運動場等の社会体育施設(これらに付随する建物以外の工作物及び設備を含む。)です。</p> <p>[支援措置の適用要件] 支援措置の適用に当たっては、以下の各要件を満たす必要があります。 (なお、地方公共団体が社会体育施設の財産処分を行うに当たっては、関係法令の規定に反しない取扱いが必要となります。) 社会体育施設の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請をすること(他の地方公共団体と共同して地域再生計画の作成を行う場合を含む。) 社会体育施設を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること(民間事業者に対して社会体育施設を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、社会体育施設の利用が必要であること。 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して社会体育施設を無償貸与すること。 転用により地域のスポーツ活動に支障が生じないこと。 なお、以上の内容については、平成16年4月23日付事務連絡により、文部科学省から各都道府県に対して通知済です。</p>
支援措置に係る必要な手続	特になし
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	・公立学校施設整備費補助金(学校体育諸施設補助)等に係る財産処分の承認等について(平成10年10月23日付け文部省体育局長通知)に定める別紙様式1
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	添付書類において、支援措置の適用要件に該当する旨を明らかにすること
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	13004(別添0901)
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	保健衛生施設等の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第3項、第22条 ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分手続の簡素化について(平成13年3月30日付け健発第424号厚生労働省健康局長、医薬局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。 なお、「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫負担(補助)金に係る財産処分手続の簡素化について(平成13年3月30日付け健発第424号厚生労働省健康局長、医薬局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)」に該当する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱っています(当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。)
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要。) ただし、当該処分は転用又は無償による貸与によるものとし、地域再生計画による転用等を行った場合であっても、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間(「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月厚生労働省告示第239号))を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。 1. 転用の場合 次の条件をすべて満たす場合 ア 処分を承認しない場合、遊休施設化その他の不適切な事態が生ずるおそれがあること イ 地域再生計画の認定申請があった地域において、当該計画に掲げられた公共性のある施設(国庫補助の対象であるものに限る)への転用の必要性が認められること ウ 転用前の施設の利用者の処遇が低下しないこと 2. 無償貸与の場合 次の条件をすべて満たす場合 ア 無償貸与前の施設の利用者の処遇が低下しないこと イ 無償貸与後の転用は、1のア及びイの条件を満たすこと
支援措置に係る必要な手続	及び に留意の上、地域再生計画の認定申請手続を行ってください。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	1 財産処分対象施設の図面(国庫負担(補助)対象部分、面積を明記したものであって、転用(無償貸与後の転用を含む。)の場合は転用前後の比較が可能な資料)及び写真 2 国庫負担(補助)金交付決定通知書及び確定通知書の写し(交付額を確認できる都道府県、市町村等の決算書等でも可) 3 その他参考となる資料(当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付してください。)

<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>地域再生プログラム認定申請を行うに際し、以下の事項を記載してください。</p> <p>地域再生計画の概要 施設種別 補助事業者名 施設名 定員(施設設置基準又は国庫補助金交付要綱に定員についての要件がある施設) 設置主体 所在地 国庫負担(補助)金額 総事業費 国庫補助(負担)年度 処分制限期間 経過年数 建築構造 建物延面積 処分区分 処分内容 処分予定年月日 処分の理由 処分が承認されない場合に危惧される事項 転用(貸与)前の施設の利用者の処遇 (記載要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、「地域再生計画の概要」:地域再生計画の概要について、簡潔に記載してください。 2、「国庫負担(補助)金額」及び「建物延面積」:施設の一部を処分する場合、処分に係る部分については実書し、全体を()書きしてください。 3、「建築構造」:鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造等の建物の構造について記入してください。 4、「処分区分」:転用、一部転用、貸与、一部貸与の別を記入してください。 5、「処分内容」:財産処分の内容を簡潔に記載してください。 例: 施設を 施設へ転用 施設の一部を転用し、 施設へ変更 に貸与し、同一事業を継続 6、「処分の理由」:当該地域再生計画における財産の処分の理由及び必要性を簡潔に記載してください。 7、「処分が承認されない場合に危惧される事項」:処分が承認されない場合、遊休施設化その他不適切な事態が生じること等、危惧される事項を簡潔に記載してください。 8、「転用(貸与)前の施設の利用者の処遇」:転用又は無償貸与後に転用する場合、転用又は無償貸与前施設の利用者の処遇について記載してください。
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない</p>

支援措置番号	13004(別添0902)
担当省庁	厚生労働省
支援措置事項名	医療施設等の有効活用
措置区分	通知
支援措置に係る法令等の名称及び条項	(ア)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第3項、第22条 (イ)医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分承認手続の簡素化について(平成12年6月12日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、保健医療局長、児童家庭局長及び保険局長通知)
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	(ア)医療施設等施設・設備整備費補助金の交付を受けて取得し又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、厚生労働大臣の承認が必要となっています。 (イ)財産処分を行う1か月前に「医療施設等施設(設備)整備費補助金に係る財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱っています。
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	補助金等を受けて取得した施設並びにこれに付随する施設以外の工作物及び設備については、地域再生計画の申請があり、当該計画に掲げられた財産処分が、次の要件を満たす場合に、計画の認定に同意をすることとし、この場合厚生労働大臣の承認があったものとして取り扱うものとします。(当該処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要です。) ただし、当該処分は転用又は無償による譲渡若しくは貸与によるものとし、当初の国庫補助事業完了時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間(「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成13年7月厚生労働省告示第239号))を経過するまでは、所要の手続を経ることなく財産処分を行うことはできません。 1. 次の条件を全て満たす補助施設等の転用 (1) 補助施設等を国の所管する補助金等の交付の対象となる施設等に転用すること (2) 転用後の地域における医療提供体制が確保されていること (3) 転用に係る改築等については、国の所管する補助金等の交付を受けずに整備すること 2. 次の条件を全て満たす補助施設等の譲渡又は貸与 (1) 補助施設等を無償で譲渡又は貸与すること (2) 譲渡又は貸与を行った後も同一の事業を継続すること (3) 譲渡又は貸与の相手方は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び民法第34条の規定に基づく公益法人のうち医療施設等施設整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第137号)又は医療施設等設備整備費補助金交付要綱(昭和54年厚生省発医第117号)により当該事業を実施できる者であること なお、上記(イ)に該当する財産処分であって、地域再生計画の認定申請を行う1か月以上前に「医療施設等施設(設備)整備費補助金に係る財産処分報告書」により厚生労働大臣に報告があったものについては、所要の手続を簡素化します。
支援措置に係る必要な手続	詳しくは、別添(平成16年6月3日医政発第0603002「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」)の通知を参照してください。
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	詳しくは、別添(平成16年6月3日医政発第0603002「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」)の通知を参照してください。
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	詳しくは、別添(平成16年6月3日医政発第0603002「地域再生計画の認定申請に伴う医療施設等施設整備費補助金及び医療施設等設備整備費補助金に係る財産処分の承認手続について」)の通知を参照してください。
当該支援措置を活用できる時期について	期限を設けない

支援措置番号	13004(別添1001)
担当省庁	農林水産省
支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件</p> <p>各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助事業による農林水産共同利用施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>補助事業により整備した農林水産共同利用施設(以下「補助対象施設」という。)を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、農林水産省の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。</p> <p>なお、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合 <u>転用に伴い用途廃止となる設備等を撤去する場合</u> には国庫納付を求めることができる等 補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。</p> <p>「補助対象施設」とは、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した(改修等)施設をいいます。</p> <p>「需要の著しく減少している」とは、当初の補助目的に照らして施設の全部又は一部にその補助効果がほとんど期待できないと認められる状態をいいます。</p> <p>「各省各庁の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が関係省庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の各省各庁の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。</p>

	<p>「等」、「必要最小限の条件」とは、転用に当たって所要の法令、通知等に基づく手続きを予め了していることや、 から までに掲げた場合以外に各府省庁の判断により必要最小限の条件を付すことを認めたものであり、例えば、財産処分制限期間の承継、転用目的以外への使用禁止のほか、次に示すもの等がこれにあたります。</p> <p>・中山間地域総合整備事業及び農村総合整備事業で整備された施設については、公共利用の観点から地方公共団体を主体とし、かつ、農村振興基本計画等の変更が必要となります。なお、当初の目的に添った利用に係る需要が一部残っている場合には、その利用に支障が生じないための措置を講ずる必要があります。</p> <p>・水産基盤整備事業で整備された施設については、漁港の機能・保全及び漁村の防災上、支障を与えないことが必要となります。</p>
支援措置に係る必要な手続	当該施設が、他の法令等により規制を受けるものや、協議を要する場合は、関係省庁の許可等を得て下さい。(理由:施設の転用等に際し、法的規制等を伴うものは、それらの許可等が必要となるためです。)
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	別紙様式による(支援措置13004に係る添付書類) <u>当該施設設置時の事業実施計画書及び財産管理台帳</u> <u>当該施設転用後の事業実施計画書(案)等、 の計画書に準じる資料</u>
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡、貸与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的、利用計画等について具体的に記述して下さい。
当該支援措置を活用できる時期について	<u>期限を設けない</u>

様式はゴシック体、明朝体は注意事項である。

(支援措置13004に係る添付書類)

1 補助事業者の意見

補助事業の種別(間接補助事業の場合等)によっては、申請者(市町村)と補助事業者(都道府県)が異なるので、申請者(市町村)が補助事業者(都道府県)から聞き取った意見を記載してください。

(施設の概要)

事業名	事業
事業目的	
事業工期	平成 年 月 ~ 平成 年 月
所在地	県 (地区)
事業主体	
施設名称	
建築面積	m ²
延床面積	m ²
敷地面積	m ²
建物構造	
建設費	千円〔m ² 単価: 千円/m ² 〕
用地取得費	千円〔m ² 単価: 千円/m ² 〕 用地取得が補助対象となっている場合
財源内訳	国庫: 千円(/ 100) 県費: 千円(/ 100) 町費: 千円(/ 100)
供用開始日	平成 年 月 日
管理主体	
管理委託契約日	平成 年 月 日 管理主体が事業主体と異なる場合

2 当該施設における補助目的を取り巻く社会経済情勢の変化

施設の整備目的(当初)

しかし

社会経済情勢等の変化

整備した当時は、一定の効果を発揮するはずであった対象施設が、どのような理由(外部要因)で現在は利用状況が著しく減少している(もしくは当初の目的を達成できていない)のかを分析し、説明してください。

そこで

有効活用の必要性

...というストーリーで構成してください。

3 当該施設における事業計画と最近の状況

事業計画数量（必要に応じて内訳を記載）

建物の転用に関する支援を申請する場合には、利用計画人数を記入してください。（その場合、も人数で記入してください。）

最近3年間の利用状況（必要に応じて内訳を記載）

平成13年度

平成14年度

平成15年度

最近3年間の管理運営費の支出状況

平成13年度 千円

平成14年度 千円

平成15年度 千円

4 補助対象施設の現状

3の利用状況等を踏まえながら、「当初の補助目的に照らして、効果がほとんど期待できないと認められる状態であること。」を具体的、定量的に説明してください。

5 転用の必要性

3の最近の状況や4の現状を踏まえ、転用後の施設の目的とする住民サービス等の需要（ニーズ）が増加していることや、新たな需要に対応できる施設が自治体内に不足していること等転用の必要性を説明してください。

なお、転用の計画にかかる地域の意見等を記入してください。

6 転用の時期

平成 年 月（又は地域再生計画が認定された日）

地域再生計画の認定の日と実際に施設の転用が行われる時期が違う場合もあ得るため時期を記入してください。（認定の日をもって転用の必要性があるものは「地域再生計画が認定された日」と記入してください。）

7 転用の形態（転用の相手方、譲渡・貸与の別、有償・無償の別）

8 転用後の施設の目的、利用計画等

(施設の使用目的等)

転用した施設の使用目的等について具体的に(誰が、どんな目的で、どのような事業に使うのか。)説明してください。

必要に応じて、施設の平面図(新・旧)等で、変更後の利用について説明してください。

(施設改修等についての考え方)

転用に際して改築・改修等が必要な場合は、その概要やスケジュールを説明。また、転用に伴って廃止する設備等があれば必要に応じて記載してください。

(施設管理についての考え方)

転用後の施設を管理委託する場合は、想定する委託先及び委託内容等について説明してください。

(関係法令に基づく手続きの内容とスケジュール等)

消防法、建築基準法、食品衛生関係法令...等

9 転用により期待される効果

再生計画本体の「5...社会的経済的効果」も踏まえながら、転用により期待される効果を説明してください。

支援措置番号	13004(別添1301)
担当省庁	環境省
支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する財産処分の承認の基準の運用
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>「補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(不動産等)を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。」とされています。</p> <p>ここでいう「政令で定める場合」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条において、補助事業者等が法第7条第2項の規定による条件(注)に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合とされています。</p> <p>(注)法第7条第2項の規定による条件 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を付すことができるとされています。</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。
支援措置の内容	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、環境省所管の補助金等により取得した財産について、自然公園等整備費補助金の場合、社会経済情勢の変化等に伴い需要が著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる場合に、補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の環境大臣の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。</p> <p>なお、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合 には国庫納付を求めることができる。</p>

	<p>「社会経済情勢の変化等に伴って需要の著しく減少し、当初の補助目的に照らして、その補助効果がほとんど期待できないと認められる」とは、自然公園等整備費補助金の場合、国立・国定公園にあっては、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更がされ、補助事業の執行の必要性がなくなった場合、公園区域外にあっては、環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が承認され、補助事業の執行の必要性がなくなった場合をいいます。</p> <p>「環境大臣の承認があったものとして取り扱う」とは、補助対象施設の有効活用を支援措置として盛り込んだ地域再生計画が環境大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合には、別段の手続を要することなく、補助金等適正化法第22条の環境大臣の長の承認があったものとして取り扱い、転用を可能にすることをいいます。</p>
支援措置に係る必要な手続	<p>自然公園等整備費補助金においては、当該補助事業に係る、自然公園法の規定に基づく公園計画の変更及び環境省自然環境局長が承認した事業計画の変更が必要な場合は、その手続を別途行う必要があります。また、これらの手続は、地域再生計画の環境大臣の同意以前になされることが必要です。</p>
当該支援措置に関して特に必要な添付書類	<p>支援措置に係る必要な手続がなされたことがわかる書類(公園計画の変更がされ、その概要の公示されたことがわかる書類又は環境省自然環境局長が事業変更を承認したことがわかる書類)</p>
地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点	<p>補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。</p>
当該支援措置を活用できる時期について	<p>期限を設けない。</p>

支援措置番号	13004(別添2101)
担当省庁	防衛庁(防衛施設庁)
支援措置事項名	補助対象施設の有効活用
措置区分	運用
支援措置に係る法令等の名称及び条項	1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 2 「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について(通達)」(平.13.3.16.付施本施第200号(CFP))
支援措置に係る法令等の現行規定の概要	<p>社会情勢等の変化により遊休化した処分制限財産について、補助事業者等がその有効活用を図るため、次のとおり転用する場合、処分制限財産の処分に係る手続については、防衛施設局長への届出書の提出をもって、同局長の承認があったものとして取り扱うことができます。ただし、当該届出書に、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、このように取り扱うことはできません。</p> <p>1 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第2項及び第8条等の規定に基づき整備された施設(音響による障害の緩和を必要とする施設に限ります。)については、同法第3条第2項及び第8条の規定に掲げる他の施設(音響による障害の緩和を必要とする施設に限ります。)に転用する場合、ただし、供用開始後、10年を経過しているものに限ります。</p> <p>2 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第8条等の規定に基づき整備された施設(音響による障害の緩和を必要とする施設を除きます。)について、同法第8条の規定に掲げる他の施設及びその他の公共用の施設へ転用する場合(営利を目的とする場合を除きます。)。ただし、供用開始後、10年を経過しているものに限ります。</p> <p>【届出書の記載事項】</p> <p>1 補助事業者等の氏名又は名称及び住所 2 処分制限財産の名称及び所在地 3 補助事業等の目的及び内容 4 補助事業等の事業実施年度 5 補助の割合及び補助金等額 6 間接補助事業者名 7 処分の内容 8 処分に係る摘要事項 9 処分の理由 10 処分予定年月日 11 その他必要な事項</p> <p>【届出書の添付書類】</p> <p>1 交付決定通知書、実績報告書及び確定通知書の写し 2 処分制限財産の位置図及び平面図 3 転用後の平面図 4 その他参考となる資料</p>
支援措置を設ける趣旨	補助金の趣旨、目的等も踏まえつつ、地方公共団体において社会経済情勢の変化等に伴って需要が著しく減少している補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するものです。

<p>支援措置の内容</p>	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象施設の転用を弾力的に認めるとともに手続を簡素合理化することとし、防衛施設庁の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けた場合、当該計画に係る補助対象施設について補助金等適化法第22条の各省各庁の承認があったものとして取り扱うこととします。その際、補助金相当額の国庫納付を原則として求めないこととし、転用後の主体にかかわらず転用を認めることとします。</p> <p>なお、 有償の譲渡・貸付の場合 公共施設以外への転用の場合 補助対象外公共施設への転用(補助目的の達成状況等に照らし必要がある場合に限る)の場合 には国庫納付を求めることができる等 補助目的の達成や資産の適正な使用の観点から必要最小限の条件を付すことができるものとします。</p>
<p>支援措置に係る必要な手続</p>	<p>特になし</p>
<p>当該支援措置に関して特に必要な添付書類</p>	<p>特になし</p>
<p>地域再生計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点</p>	<p>補助対象施設の現状、転用の必要性、転用の相手方、転用の形態(譲渡・貸与の別、有償・無償の別)及び転用後の施設の目的について具体的に記述する必要があります。</p>
<p>当該支援措置を活用できる時期について</p>	<p>期限を設けない。</p>